

## 第3章 さまざまな分野における人権課題に対する施策の推進

本市においては、今日なおさまざまな人権に関する課題があり、これらの問題を解決するには人権尊重の視点から取り組むことが求められています。今後の人権教育・啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが、自らのこととして、人権問題についての正しい理解と認識を深め、意識の向上を図り、差別や偏見をなくしていくことが重要な課題となっています。以下、それぞれの分野における現状、課題、施策の方向性を示すこととします。

### 1. 女性

#### (1) 現状と課題

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、本市でもさまざまな取り組みが着実に進められてきました。1998(平成10)年に実施した「市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考えを積極的に肯定する割合は、男性で28.9%、女性で13.0%でした。2007(平成19)年実施の調査では、男性で8.1%、女性で7.0%と減少しており、統計上は性別による固定的な役割分担意識は、徐々に解消されつつあると見ることができます。反面、積極的否定派の割合は男性で26.1%、女性で39.7%であったのが男性で16.6%、女性で23.9%と逆に減少しており、性別による固定的役割分担意識が依然として残っていることがうかがえます。

現実社会は、女性の身体的特性が理解され、尊重される社会にはなっておらず、女性の社会進出は多くの場面で制限され、阻まれています。男性の家事や育児・介護への参画も37.1%と若年層を中心に高まりを見せていますが、依然として性別による固定的役割分担意識は、根強く残っていると言えます。

また、近年、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)や配偶者等からの暴力(DV)、ストーカー行為を含む性犯罪などの人権侵害行為については、今回の調査で実に6.0%の女性が被害にあっていると回答しています。

#### (2) 施策の基本的方向

少子高齢化・国際化・情報化等の急速な進行を背景に、あらゆる分野への女性の社会進出が不可欠なものになっています。性別による差別を撤廃し、男女それぞれの考え方が尊重され、個性や能力を十分に発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。本市では、太田市まちづくり基本条例の中で、市民と行政との協働により男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを推進する

こととしています。

#### 男女共同参画社会実現への促進

地域社会を活性化するため、男女が企画・立案の段階からの積極的な参加が必要であり、両性の意見が反映できるよう、地域活動への男女共同参画を推進します。市議会議員をはじめ、各種審議会・委員会等における女性の参画拡大を一層推進します。

また、講座・セミナー等を開催することにより、女性のエンパワーメントを促進し、リーダーとなる人材を養成します。

#### 個人の尊重と男女平等意識の定着

男女平等及び人権尊重の意識の定着と男女共同参画に関する意識が深まることをめざして、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において、教育・啓発活動の充実を図ります。

女性の人権が尊重される性教育や健康・医療に関する正しい認識の啓発に努め、さらに性の商品化や夫・パートナーからの暴力を防止する環境づくりを推進し、関係機関と連携して相談機能の充実や保護救済に努めます。

#### 雇用の分野における男女共同参画

男女の雇用の機会均等と平等な待遇などの就業条件の整備について、関係機関と連携して企業への啓発に努め、周知・徹底します。また、働く女性、共働き世帯が安心して子育てができる保育サービスの充実や学童保育の支援など、仕事と子育て等が両立するための環境整備に努めます。さらに、職場におけるセクハラをなくすための体制や相談事業の推進に、県や関係団体とともに努めます。

## 2. 子ども

### (1) 現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加などにより急激に変化しています。そういった変化は、家庭や地域社会の子どもたちを育てる機能を低下させ、さらに有害情報の氾濫<sup>はんらん</sup>や性の商品化など、子どもを取り巻く環境をますます悪化させています。子どもたちの健全な発達及び安全性が大きな課題となっており、子どもに対するあらゆる暴力の排除や、いじめ問題の早期解決に向けた推進体制の強化・充実を図る必要があります。「次世代育成支援対策推進法」に基づく「太田市次世代育成支援行動計画」に沿って、家庭、学校、地域、職場、関係諸機関、行政等が連携し、社会全体で子どもが健やかに成長する権利を擁護する取り組みを推進していかなければなりません。

### (2) 施策の基本的方向

「児童の権利に関する条約」の理念の周知とその具体化

「児童の権利に関する条約」は、子どもの健全な成長・発達と学習権の保障を基盤とし、子どもたちが差別や権利侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されることをその理念としています。この条約をふまえて、学校においては、子ども一人ひとりの人格を認め、人権を尊重した教育や学校運営を行います。また、保護者や地域と連携しながら、子どもたちが主体的に取り組む活動を地域全体で支え、地域に根ざした人づくりを進めていきます。さらに、公民館等の社会教育施設を利用した活動の充実に努めます。家庭においては、すべての子どもの人権が尊重される養育が行われ、家庭が安心できる場所となり、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう、啓発に努めます。

#### いじめや不登校等の問題に対する取り組み

いじめや不登校等の問題は子どもの人権にかかわる重大なものであり、早急に解決しなければなりません。子どもにとって学校は勉学と社会生活の訓練の場であり、一人ひとりの人格が認められる場でなくてはなりません。この点をふまえて本市は、学校教育においては子どもたちが生きる力を育み、一人ひとりがいきいきと活動できる学校づくりに努めます。また、研修を通じて教職員の資質の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、学ぶ喜びや目標達成の成就感をあじわえるカリキュラムの編成や、家庭、学校、地域社会と連携した支援体制整備に取り組み、これらの問題の解決に全力を注ぎます。そして、学校に行きたくても行けない児童生徒や悩みを抱える児童生徒のために教育相談体制を整え、子どもたちの自己実現への支援に努めます。

### 児童虐待防止の取り組み

虐待は児童にとって計り知れない苦痛と傷を負わせるもので、大きな社会問題となっています。このことから、「児童虐待の防止等に関する法律」の周知とともに、児童虐待の発生予防、早期発見、早期援助及び再発防止を行うための体制づくりに努めます。市における相談支援体制の充実・強化を図るとともに、児童相談所、児童福祉関係、保健所、教育関係機関との連携により、適切な保護にいつそう努めます。学校教育においては、家庭、地域の関係機関と密接な連携を図りながら児童虐待の防止に努めます。また、子どもたち相互、子どもたちと教職員の望ましい人間関係づくりを図りながら、子どもたちの心のサインを見逃さないように努めます。

### 健やかな成長への取り組み

今日の子どもを取り巻く現状と課題は、学校のみでは対応しきれない変化と諸要因があり、プライバシーの保護に努めながら家庭、地域社会、関係諸団体との連携や啓発等の取り組みを進めなければなりません。

子どもたちが、自立をはかり、個性や能力をいかんなく発揮し、人権尊重の精神や国際性を育むことのできる環境を整備することが急務となっています。このような認識の上に家庭、学校、地域社会、職場、関係諸団体それぞれが緊密な連携を図り、環境や福祉等のボランティア活動、自然とのふれあい等、自主的、主体的な活動を促進し、豊かな人間性をもつ子どもたちの育成に努めます。また、学校における教育相談体制の整備や研修による教職員の資質の向上、さらに保護者や児童相談所、福祉事務所、保健所等さまざまな機関との連携を図り、取り組みの推進に努めます。

### 3. 高齢者

#### (1) 現状と課題

わが国の高齢者人口は、年々増加の一途をたどり、2005(平成17)年10月1日現在の高齢化率(全人口に占める65歳以上の人口割合)は20.2%となっており、2015(平成27)年には26.9%になると推計されています。本市の高齢化率は、2007(平成19)年4月1日現在で17.7%、2015(平成27)年には24.2%になると推計されています。今後も出生率の低下や平均寿命の伸長によって高齢化率はさらに上昇し、本格的な高齢社会が到来するものと予測されています。特に、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、寝たきりや認知症の高齢者が急速に増加し、介護を必要とする人が多くなり、介護の期間も長くなることが予想されます。このような高齢化への急激な変化に福祉や社会システムが追いつかず、高齢者が地域社会から孤立したり、介護に関するさまざまなトラブルや高齢者虐待が発生する等の現象が起っています。財団法人医療経済研究機構が2003(平成15)年に実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」によれば、虐待事例の10.9%が「生命に関わる危険な状態」にあり、51.4%が「心身の健康に悪影響がある状態」にあったという結果が出ています。

このような高齢化に伴う諸問題に対応するため、すべての高齢者が健康で生きがいと尊厳を持って、積極的に参加することができる地域社会づくり、高齢者と介護者を地域社会全体で支援する体制づくりという目標の実現に向けて、社会全体で取り組む必要があります。

#### (2) 施策の基本的方向

##### 意識改革

高齢者が社会や家族や経済活動など、これまで果たしてきた役割や功績に対し、敬老意識等の醸成を図るとともに、高齢社会が抱える問題に関する理解を深め、地域社会全体で高齢社会を支えるための意識の啓発に努めます。

##### 権利擁護

認知症高齢者等の財産管理や身上監護などの権利を擁護するため、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度といった制度の周知を図るとともに、利用するにあたっての支援体制の充実に努めます。

##### 保健福祉サービスの充実

高齢者が住みなれた地域で安心していきいきと自立した日常生活を送ることができるよう、支援に必要なサービスを提供するための体制の整備に努めます。  
人口推計は国立社会保障・人権問題研究所の人口推計（2006（平成18）年3月）を引用しました。

## 4. 障がいのある人たち

### (1) 現状と課題

障がい者問題については、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい等)や障がいの程度、性別、年齢等により、教育・雇用・生活支援・保健・医療等、求められる施策は異なってきます。まさに障がい者一人ひとりに対応するものでなければなりません。

わが国の障がい者施策は、1993(平成5)年12月制定の「障害者基本法」、1995(平成7)年12月策定の「障がい者プラン」に沿って、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念をふまえ、「地域での共生」「社会的自立の促進」「バリアフリー化の促進」等の視点から、グループホーム、ホームヘルパーの拡充などの施策推進が図られてきました。

これは、障がいの有無にかかわらず、だれもが互いの人格と個性を尊重し支え合う、共生社会の実現と、障がいのある人々に対し、その障がいを可能な限り回復治癒させ、残された能力を最大限に高め、身体的、精神的、社会的に自立できる能力を向上させ、社会参加を促進するものです。

2003(平成15)年4月から、障がい者が地域で暮らすことを支援する「支援費制度」が始まり、障がい者福祉サービスの利用が従来の措置から利用者の選択による契約に改められるなど、障がい者の自己決定に向けた取り組みが強化されることとなりました。このような中、2004(平成16)年6月「障害者基本法」の一部改正で、障がい者に対する差別が法律上も明確に禁止されることになりました。

本市においても、障がい者を取り巻く状況の変化と多様なニーズに対応するため、2003(平成15)年度は障害者基本法に基づく「第2次太田市障害者福祉計画」、2006(平成18)年度には障害者自立支援法に基づく「太田市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進を図っています。すべての人が地域社会で安心して暮らせ、お互いに認め合い、支え合うことのできるまちづくりのためには、何よりも人権という観点からの心のバリアフリーが必要です。

### (2) 施策の基本的方向

#### 啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する偏見、無理解といった「心のバリア」を取り除くため、継続的に啓発・広報活動を展開し、「地域の支え合い」意識の醸成に努めます。

#### 社会参加の場の充実

「ノーマライゼーション」や「ソーシャル・インクルージョン」の理念に基づ

く共生と自立の場の提供、障がいのある人の入所施設や作業所等での入所者や利用者との交流、また各種催しを通じて障がいのある人と交流する機会の創出に努めます。

#### 教育の充実

障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、小・中学校での福祉教育、また社会教育における各種講座の中に、福祉教育のプログラムを積極的に取り込むよう努めます。



## 5. 同和問題

### (1) 現状と課題

同和問題は、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」と指摘されています。このことをふまえ、国においては、同和問題の早期解決を図るため、1969（昭和44）年の「同和対策特別措置法」（同対法）の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を推進してきました。その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）は経過措置を含めて、2002（平成14）年3月末をもって終了することとなりました。

本市では、同和問題の解決は行政の責務であるとの認識のもとに、同和問題の解決を市政の重点施策と位置づけ、県、市町村、関係機関等と連携し、各分野において積極的に施策を推進してきました。こうした取り組みにより、生活環境の整備については大きく改善されてきましたが、差別意識については、結婚や悪質な差別落書きなどに見られるように依然として根深いものがあり、同和問題が解決したという状況には至っていません。今後も同和対策審議会答申の基本精神をふまえ、同和問題を早期に解決し、人権が尊重された社会の実現をめざす必要があります。

### (2) 施策の基本的方向

#### 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない社会を実現するため、教育・啓発に努めます。また、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」に対処するため、法務局等関係機関と連携し、そのような行為の排除に向けた取り組みに努めます。

#### 自立と自己実現を支援するための取り組み

同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な努力を支援し、自立と自己実現を阻害している諸要因の解消に努めます。

#### 地域交流を促進するための取り組み

同和問題の解決を図るため住民相互の交流を図り、問題の解決に向けた系統的で持続的な取り組みを推進します。

## 6. 外国籍の人たち

### (1) 現状と課題

本格的な国際化社会を迎え、多くの外国人が同じ地域社会に住むようになりました。本市においても、現在60数カ国、8,000人を超える外国籍の人たちが生活しており、そこからさまざまな人権問題が生じています。しかしながら、一口に外国人に関する人権問題といっても、近年増加している日本で生活する外国人や、働きに来ている外国人労働者の人権問題もあれば、わが国の歴史的経緯に由来して在住する在日韓国・朝鮮人に関する人権問題、言葉や識字の問題等、意思疎通がうまくできないため、深刻な状況を発生させることなど、その内容は多様です。外国人であるがゆえの偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから相互理解がまだ十分ではなく、住居、労働、福祉、医療、教育等のさまざまな分野でトラブルが起こったりすることもあります。

習慣や文化、価値観の違いに対する理解不足による偏見や差別感等が生じることのないよう、地域社会のすべての外国人と日本人とが心豊かに暮らし、違いが尊重され、豊かな人間関係が構築されるような方策が求められています。

### (2) 施策の基本的方向

#### 偏見などを防止するための異文化の理解の推進

異なった文化や習慣をもつ人々に偏見や排除意識をもたず、それぞれが自然に交流し、ともに生きていくための資質の向上を図るよう、国際理解教育を推進し、人権尊重の意識高揚に努めます。

#### さまざまな場面での外国語併記による暮らしやすい環境の推進

外国籍の人が日々の生活を安心して過ごせるように住居、労働、福祉、医療、教育等の分野で生活情報や啓発パンフレットの作成など情報提供に努め、交通案内・防災案内等標識に可能な限りの外国語を併記し、暮らしやすい環境づくりに努めます。

#### 学校教育における民族性等を尊重した教育の推進

学校教育においては、例えば在日韓国・朝鮮人については日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景が正しく理解されるように努めたり、その他外国籍の児童生徒に対し、わが国の言語や文化の習得に配慮するとともに、民族性等を尊重した教育に努めます。

## 7. HIV感染者等の人たち

### (1) 現状と課題

2006(平成18)年におけるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者及びエイズ(AIDS)患者の報告数は合わせて1,358件で、過去最高になり、2004(平成16)年以降3年連続で1,000件を超えています。日本は先進国で唯一、新しい感染者が増えており、社会の無関心さが最大の問題となっています。また、医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者のみならず、その家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

感染症については、まず、医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、感染症及び感染者、患者や元患者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が必要です。国内の状況を見ると、HIVの感染者及びHIV感染者の発病後の状態であるエイズ患者に対しては、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等の問題が発生しています。

しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。このような状況をふまえ、すべての人の生命の尊さや、生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

### (2) 施策の基本的方向

あらゆる感染症患者やその家族等に対する偏見や差別をなくしていくためには、正しい知識と理解を深めていくことが最も重要です。そのためあらゆる機会を通じて次のような普及・啓発活動を進めていきます。

#### 感染症予防の普及・啓発活動

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をふまえ、疾病に関する正しい知識の普及、感染予防の知識の普及・啓発活動に積極的に取り組みます。専門的知識に基づく保健指導等の相談体制の充実に努めます。

#### 感染症等に関する知識の普及・啓発活動

エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるために、普及・啓発活動に積極的に取り組みます。

## 8. ハンセン病元患者の人たち

### (1) 現状と課題

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、発病する可能性はきわめて低く、治療方法も確立しています。また、遺伝病でないことも判明しており、隔離する必要性は全くないものですが、従来、わが国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策が採られてきました。また、昭和30年代に至り、ハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白になった後も依然として改められることはありませんでした。

1996(平成8)年4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、長期間の療養所への隔離により、入所者の多くは、家族や親族との絶縁、自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況にあります。また、不当な入居拒否などの差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

1998(平成10)年10月に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においては、こうした過去の苦い事実を重く受け止め、これを教訓として感染症の患者等の人権に十分な配慮を払うこととされています。また、2001(平成13)年5月11日熊本地方裁判所で、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決がだされ、これが契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。このような状況をふまえ、すべての人の生命の尊さや、生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識をなくすための教育・啓発を行う必要があります。

### (2) 施策の基本的方向

#### 病気に関する正しい知識と理解し合える社会の構築の推進

病気に関する正しい知識をもつことは非常に大切なことで、これが欠如すると、憶測や偏見が生まれ、差別につながります。病気に対する偏見を未然に防止し、または抱いている差別意識等をなくすためには、お互いを理解し合うことが不可欠ですが、そのような社会をともに築いていくことに努めます。

#### 理解を進めるための交流活動等の推進

ハンセン病の問題に関しては、病気に対する正しい知識の普及を図るとともに、患者・回復者等に対する理解を進めることが大切です。そのための交流活動等を行うことによって、患者・回復者等の社会参加を支援・促進するよう努めます。

## 9. 犯罪被害者等

### (1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命や身体、財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことにより精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたし、医療費の負担や失業・転職等によって経済的に困窮する場合があります。

国では総合的な犯罪被害者等への支援対策に取り組んでいます。また、犯罪被害者等に対する支援を求める社会的な気運の高まりを受けて、「犯罪捜査規範」の改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の20年ぶりの全面的改正や「犯罪被害者等基本法」(2004(平成16)年12月)の制定など、つぎつぎと犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度の整備がなされてきました。

本県においても警察をはじめとした関係機関・団体が連携して被害者等の支援を行っていますが、だれもが被害者等となりうる現状においては、一人ひとりが、被害者等の置かれている状況をわが身のこととして理解し、支援していくことが求められています。しかしながら、犯罪被害者等は実に多様であり、犯罪被害者等が安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、支援体制の整備や充実を図る必要があります。

### (2) 施策の基本的方向

犯罪被害者の増加を抑止し人権が尊重される心の教育と啓発を進め、各機関と連携しながら自立支援に努めます。また、市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現をめざし、犯罪被害者等への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

## 10. インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットの普及で、電子メールの利用やホームページによる情報の送受信が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

インターネットでは、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板のような不特定多数の利用者の間で情報の送受信などが行われています。しかしながら、これらはいずれも匿名による情報発信が可能であり、また、簡単に情報発信ができてしまうため、さまざまな問題が発生しています。なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の発信や暴力や卑わい情報など、いわゆる有害情報の発信が問題になっています。

このため、国において、2002(平成14)年5月、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー等による敏速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任法)が施行されました。しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

### (2) 施策の基本的方向

#### 情報モラルの向上に向けた取り組み

「プロバイダー責任法」の趣旨等をふまえ、国・県等と連携し、プロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を求め、有害情報への適切な対応を促すとともに、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう啓発活動を推進します。

#### 学校における情報教育

インターネットによる人権侵害の発生を未然に防ぐため、情報に関する教育をはじめ、総合的な学習の時間など、さまざまな学習機会をとらえ、インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等についての学習を推進します。

また、情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化の影の部分についての理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせるように努めます。

## 11. その他の人権問題

### (1) 現状と課題

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも、地域の特性や社会情勢を背景にしたさまざまな新しい人権問題があり、個人や社会への人権意識の浸透と高揚にともない、今後も増加するものと思われます。

「ホームレスの人々」の問題や、「同性愛の人々」「性同一性障がいの人々」等の「セクシュアル・マイノリティー」の問題、及び、「刑を終えて出所した人等」に関する問題等があります。

### (2) 施策の基本的方向

「ホームレスの人々」の問題及び「セクシュアル・マイノリティー」に関する人権問題などについては、積極的に啓発に取り組み、国や県の動向を注視するとともに申し入れや働きかけを強く行っていきます。

罪を犯した人が更生するには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、家族や職場、学校、地域社会など周囲の人たちの理解と協力により、その立ち直りを支えることが大切です。このため、罪を犯した人への差別や偏見の解消をめざし、関係機関や保護司会などの更生保護を目的とする関係団体と連携・協力して、教育・啓発の推進に努めます。